

平成29年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画の自己評価結果  
 (評価対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)

平成30年6月29日  
 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

①調達等合理化計画で記載した事項	②実施した取組内容	③取組の効果	④実施において明らかとなった課題等		⑤今後の対応
				目標の達成状況	
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1)競争性のある契約の調達</p> <p>○2か年連続一者応札・応募となった案件のうち「改善の余地があるもの」について、調達時期の早期化、充分な履行期間の確保、業者の新規開拓等により必要な改善措置を講じる。</p> <p>また、平成28年度に一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かった訓練用機器の購入について、計画的な調達の取り組みを実施し、重点的に一者応札等の改善を図る。</p> <p><b>【評価指標:競争性のある調達について、平成29年度の調達のうち一者応札・応募の件数を機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者・応札件数の割合(19.0%)と比較して低減を図る。】</b></p>	<p>○前回及び2か年連続一者応札・応募となった事業については、本部において事前点検を実施し、調達時期の確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じた。</p> <p>○一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かった訓練用機器の購入については、受注者の繁忙期である年度末に納期が集中しないよう、2月末までを納入期限とするなど計画的な調達に取り組んだ。</p>	<p>○前回一者応札・応募となった61件のうち28件について、一者応札・応募の改善が図られた。(健康診断業務5件、人的警備業務4件他)</p> <p>○訓練用機器の購入に係る一者応札の割合が平成28年度の20.9%(91件/435件)から平成29年度は15.3%(52件/340件)へ改善が図られた。</p>	<p>○一者応札・応募となった案件のうち2か年連続一者応札・応募となった案件33件のうち15件は改善の余地があること。</p>	<p>○平成29年度の一者応札・応募の件数の割合は、16.4%(208件/1,269件)となり目標値である19.0%を2.6ポイント下回ることができた。</p>	<p>○前回一者応札・応募となった調達案件で平成30年度に同様の案件の調達を行うものについては、可能な限り改善策を講じ、一者応札・応募の改善に引き続き取り組むこととする。</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1)随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件については、機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて事前に随意契約が適切であるかを確認し、また、契約にあたっては適正な価格となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施する。</p> <p><b>【評価指標:随意契約検証チームによる点検を実施したか。】</b></p>	<p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件については、随意契約協議書の内容が適切であるか随意契約検証チームによる事前点検を実施した。</p> <p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件について、適正な価格での契約となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施した。</p>	<p>○平成29年度に事前確認の対象となった随意契約案件については、すべて適正であることが確認できた。</p> <p>○平成29年度に対象となった随意契約案件については、見積内容を精査の上、価格交渉を行ったことで適正価格による契約に繋がった。</p>	<p>○随意契約に関する内部統制に資するため、今後も随意契約検証チームにより事前点検を引き続き行うことが重要であること。</p> <p>○随意契約の契約にあたっては適正な価格となるよう、見積内容を精査の上、価格交渉を実施することが重要であること。</p>	<p>○平成29年度は、随意契約検証チームにより28件の点検を行った。内訳は以下のとおりであること。</p> <p>【平成29年度契約分】 17件                  【平成30年度契約分】 11件</p> <p>○平成29年度は、対象となった契約案件について、見積内容を精査の上、価格交渉を行った。結果は以下のとおりであること。</p> <p>【価格交渉案件数】 28件                  【交渉結果】 86.1万円(2件)の削減</p>	<p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件については、引き続き機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて事前に随意契約が適切であるかを確認し、また、契約にあたっては適正な価格となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施する。</p>
<p>(2)適正な契約手続きのための取組</p> <p>自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。</p> <p><b>【評価指標:自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を実施する。】</b></p>	<p>○自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出(20件)し、その内容を本部で確認した。</p>	<p>○適正な調達事務の推進が図られた。</p>	<p>○抽出した案件については、適正であったが、一部事前に改善指導を行った点もあることから引き続き契約手続の一層の適正化を図るために継続的かつ計画的に抽出点検を実施する必要があること。</p>	<p>○平成29年度に抽出した契約20件を点検した結果は、全て適正であることが確認できた。</p>	<p>○契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた事項を確認するために、各支部等における調達予定案件の中から本部において一部を抽出し、その内容の確認を実施していくこととする。</p>